

# リピートプラン(カーライフ)

2021年4月1日現在

1. 商品名	リピートプラン(カーライフ)…しんきん保証基金
2. ご利用いただける方	<p>(1) 当金庫営業地区内に居住されている方又は営業地区の事業所に勤務されている方</p> <p>(2) しんきん保証基金の保証が受けられる方</p> <p>(3) 年齢が満20才以上で、安定継続した収入のある方</p> <p>(4) 30歳未満の就職内定者(ご利用金額200万円以内、内定を証明する書類が必要)</p> <p>(5) 下記①または②に該当する方</p> <p>① 申込日時点において、当金庫のしんきん保証基金保証付個人ローン(しんきん保証基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローンも可)、しんきん保証基金保証付住宅ローンのご利用状況が、下記のア、イのいずれかに該当する方。 ア、お借入日から6カ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている方 イ、完済して3年以内の方</p> <p>② しんきん保証基金保証付カードローンについて、下記のア、イのいずれかに該当する方 ア、契約中の方 イ、新規契約される方 (注) リピートプラン(カーライフ)の貸付実行日以前(同日含む)に契約される方</p>
3. ご利用期間	3カ月以上10年以内
4. ご利用金額	1,000万円以内
5. お使いみち	<p>お申込人またはお申込人のご家族(配偶者、親、子、孫)が使用する自家用自動車、オートバイ(原動機付自転車を含む)、自転車にかかる下記の資金</p> <p>(1) 購入費用(購入にかかる税金・保険料等も可) (2) 車検・修理費用</p> <p>(3) パーツ・オプションの購入・取付費用 (4) 自動車保険費用</p> <p>(5) 運転免許取得費用 (6) 車庫設置費用</p> <p>(7) 上記(1)～(6)を目的として、当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p>
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。固定金利型。
7. ご返済方法	<p>(1) 元金均等毎月返済、または元利均等毎月返済のいずれかとします。</p> <p>(2) 元金の返済をご融資当初の6カ月間据え置くこともできます。 (産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヶ月間の据え置き期間とは別に最長2年間まで据え置き期間を設定することも可能です。その場合のご利用期間は最長で12年間まで設定することができます。)</p> <p>(3) ボーナス併用による返済も可能です。ただし、ご融資金額の50%以内です。</p>
8. 必要書類	<p>(1) 資金使途確認書類(注文書・見積書等)</p> <p>(2) 振込依頼書</p> <p>(3) 本人確認書 運転免許証(表裏) 運転免許証を取得されていない方は次のいずれか ① 個人番号カード(表面) ② パスポート ③ 顔写真付住民基本台帳カード(表裏) ④ 運転経歴証明書(表裏) ⑤ 上記①②③④をお持ちでない方は健康保険証等 ⑤の場合には、住民票抄本や公共料金の領収書のご提示が必要です。</p> <p>(4) 公的所得証明書または、源泉徴収票・税務署の受付印のある確定申告書の控(給与所得者の方は、勤続2年未満の場合には給与明細でも可) ※上記「2. ご利用いただける方」の(5)①に該当する方は原則不要。 ※保証金額100万円以下の方は原則不要。</p>

	(5) 融資残高確認書類（借換等の場合）
9. 事務手数料	不要です。
10. 保証料	金利に含まれます。
11. 保証人	しんきん保証基金をご利用いただきますので保証人は不要です。
12. 担保	不要です。
13. その他	(1) ローンの詳細内容、またはご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問い合わせください。 (2) お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。しんきん保証基金の保証が受けられない等、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
14. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<b>苦情処理措置</b> ：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621）にお申し出ください。 <b>紛争解決措置</b> ：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—がございます。 ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。